

6（ポイント）×4（段階）の具体的な取組

	未然防止	早期発見
見逃さない 軽微ないじめも	「いじめに関する研修」の実施 ²⁷	教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進 ³⁸ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底 ³⁹ 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察 ⁴³ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用 ⁴³ 定期的な「生活意識調査」等の実施 ⁴³ 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察 ⁴⁵ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存 ⁴⁷
一丸となって取り組む 教員一人で抱え込まず、 学校組織全体で	コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり ²⁴ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解 ²⁴ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催 ²⁵ PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂 ²⁷	一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築 ⁴⁵ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底 ⁴⁵
子供を守り通す 相談しやすい環境 の中で、いじめから	子供と教職員の信頼関係の構築 ²² SOSの出し方に関する教育の推進 ³⁰	学級担任等による定期的な個人面談 ⁴³ 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知 ⁴⁷ スクールカウンセラーによる全員面接 ⁴⁹ いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組 ⁴⁹ 「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用 ⁵⁰ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知 ⁵⁰ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる相談へのアクセス ⁵⁰
子供たち自身が、 いじめについて考え 行動できるようにする	魅力ある授業の実現 ²¹ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導 ²¹ 自己肯定感や自尊感情を高める指導 ²² よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導 ²² いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり ²⁹ 「いじめに関する授業」の実施 ²⁹ 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施 ²⁹ 新型コロナウイルス感染症に関連するいじめを生まないための指導の徹底 ³⁰ 互いに認め合う態度を育む取組 ³² 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組 ³² 取組の推進役を担えるリーダーの育成 ³³ 児童会・生徒会活動による取組 ³³ 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくりやルールの見直し ³⁴ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発 ³⁴	
保護者の理解と 協力を得て、 いじめの解決を図る	保護者や、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼 ³⁶	保護者相談、面談、家庭訪問等の実施 ⁵² スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施 ⁵²
社会全体の力を結 集し、いじめに対 峙する	いじめ防止強化月間における学校、家庭、地域、関係機関の連携による取組の推進 ³⁴ 「学校サポートチーム」会議の定期開催 ³⁶	P T A、学校運営協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報 ⁵² 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）からの情報提供や通報 ⁵³ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供 ⁵³ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員からの情報提供や通報 ⁵³ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応 ⁵⁴

※ 具体的な取組の末尾にある口で囲まれた数字は、該当ページを示している。

※ 赤字で示した取組は、「いじめ防止対策推進法」で規定されているものである。また、下線の取組は、その中でも「全ての学校で、必ず実施するよう義務付けられているもの」である。

	早期対応	重大事態への対処
	<p>解消の確認⁵⁷</p>	
	<p>教職員からの報告を受けての対応方針の決定⁵⁶ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言⁵⁶ 対応記録のファイリング⁵⁷ 被害の子供の安全確保と不安解消⁶² 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察⁶²</p>	<p>教職員による「重大事態」の定義の確実な理解⁷⁰ 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援⁷² いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導⁷⁴ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援⁷⁵ <u>別室での学習の実施⁷⁵</u> 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保⁷⁶ <u>「不登校重大事態」における調査⁸⁰</u></p>
	<p><u>重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告⁶⁸</u> <u>重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援⁶⁸</u></p>	<p><u>所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生時の判断⁷⁰</u> <u>重大事態発生の報告⁷¹ 調査組織の決定と調査の実施⁷⁹</u> <u>教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告⁸¹</u> <u>地方公共団体の長による再調査への協力⁸¹</u></p>
	<p>一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応例⁵⁸ 継続的な不快や不安を感じる場合、保健室で処置する程度のけがを負った場合の対応例⁵⁸ 登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、医療機関で1回治療を受ける程度のけがを負った場合の対応例⁵⁸ 好意で行った言動に対する指導例⁵⁹ 意図せずに行った言動への指導例⁵⁹ 衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導例⁵⁹ 衝動的に行った暴力を伴う言動への指導例⁵⁹ 故意で行った暴力を伴わない言動への指導例⁵⁹ 故意で行った暴力を伴う言動への指導例⁵⁹ いじめに該当する行為が、集団で行われている場合や、継続的に行われている場合等の指導例⁵⁹</p>	
	<p><u>被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応⁶³</u></p>	<p>保護者への対応方針及び対応経過の説明⁷³ 保護者への説明や協力関係の構築⁷⁴ 保護者・PTAの協力体制による問題解決⁷⁷ <u>被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供⁸⁰</u></p>
	<p>いじめ対策保護者会、PTA役員会、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼⁶³ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）による声掛け、見守り等⁶⁴</p>	<p>外部人材や関係機関等と連携した支援⁷³ 教育支援センター等と連携した支援⁷³ <u>警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援⁷⁵</u> <u>「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決⁷⁷</u> <u>東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決⁷⁸</u></p>
	<p><u>警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応⁶⁴</u> 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等⁶⁵ <u>インターネットを通じて行われるいじめへの対応⁶⁵</u></p>	